【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2022年2月7日提出

【計算期間】 第32特定期間(自 2021年5月8日至 2021年11月8日)

【ファンド名】 グローバル株式インカム (毎月決算型)

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 横川 直

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 03-6250-4740

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。 信託金の限度額は、3,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類 および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株 式
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信	内外	その他資産
	[r3)[r]	資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と
	ともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実
	質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	
(実際の組入資産)	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	投員別家地場	投具形態	為替ヘッジ

			ᄀᄤᄣᄼ	予報告書(内国投資信
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般債 公債 その他債券	年1回年2回年4回年6回(隔月)年12回(毎月)	グローバル (日本含む) 日本 北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり
クレジット属性 不動産投信 その他資産	日々その他	オセアニア中南米	- - >. 18	なし
での他員度 (投資信託証券 (株式一般)) 資産複合		アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファ ンズ	

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、株式
(投資信託証券 (株式 一般))	(一般゛)に投資する。
	*一般とは、大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない 全てのものをいう。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12 回(毎月)決算
	する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収
	益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載がある
	ものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファン
	ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資
	対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わな
	い旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がな
	いものをいう。

^{* 1} 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

^{*2}中小型株・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

- ◆ 主として割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- ◆ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

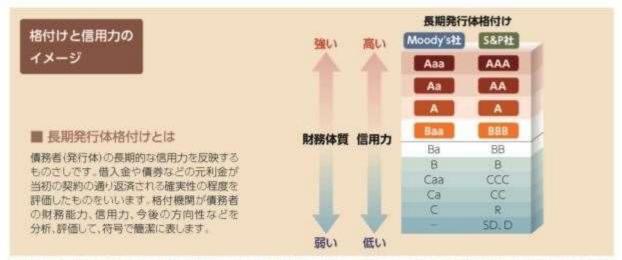






銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。

- ◆ 原則として、取得時においてS&P社もしくはMoody's社による投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
 - 並格付けを有しない企業にも投資を行う場合があります。
- ◆ 信用力が高いと考えられる企業へ投資することで、ファンドの安全性を高め、安定的な収益の獲得を目指します。 一般的に、信用力の高い企業は良好な財務体質を有していると考えられます。
 - もあくまでも一般的な傾向であり、実際は異なる場合があります。



格付けが高い企業の倒産リスクは低いと考えられますが、当該企業の発行する株式そのものの元本保全性等を表すものではありません。 当該格付けは企業の債務履行能力(信用度)を評価するものであり、当該企業の発行する株式に対する評価ではありません。

- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ◆ UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。 UBSアセット・マネジメント株式会社は、グローバルな総合金融サービス・グループであるUBSグループの資産運用部門の日本拠点です。

資金勘向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。





毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ◆ 原則として安定した分配を継続することを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託 会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

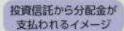
収益分配方針

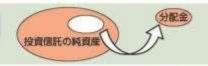
- ◆分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ●委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。





◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

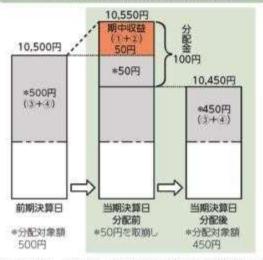
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ②収益機整金です。

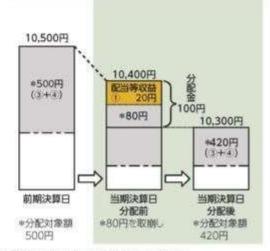
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合





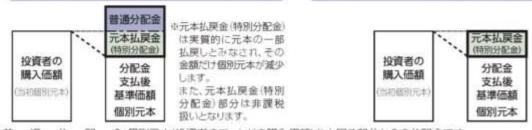
中上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち。当期分配金として 支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる 分配対象額となります。

収 益 膿 整 金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないよう にするために設けられた勘定です。 ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

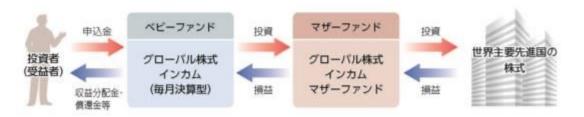
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ・

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
株式への投資	株式への実質投資は、制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への実質投資は、当ファンドの純資産総額の 10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

(2)【ファンドの沿革】

2005年11月11日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から

三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還 金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト

信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社とし
「信託契約」	ての業務に関する事項、受益者に関する事項等が
	定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関
	する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出
	られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容
	等が定められています。

委託会社の概況 (2021年11月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a.マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b.マザーファンド受益証券を通じて、主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- c.株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d . 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

グローバル株式インカム マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限 < 信託約款に定められた投資制限 > の ないし に定めるものに限ります。) に係る権利
- c . 約束手形
- d . 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定める ものをいいます。)
- i.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- i . コマーシャル・ペーパー
- k . 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同

じ。) および新株予約権証券

- 1.外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第 11号で定めるものをいいます。)
- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい ます。)
- p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に限ります。)
- t.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
- u . 外国の者に対する権利でt . の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、1.およびq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券ならびに1.、

n. および q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利でe . の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の a.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a . 先物取引等
- b.スワップ取引
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

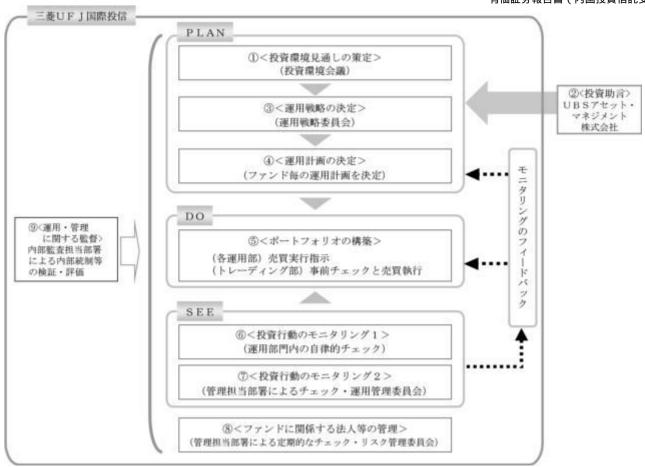
主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3.投資制限

- (1)株式への投資は、制限を設けません。
- (2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7)有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- (9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、UBSアセット・マネジメント株式会社(「助言元」といいます。)から運用 戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通し、および の投資助言に沿って運用 戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っている かどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎月7日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。なお、原則として安定した分配を継続して行うことを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

a . 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益 (評価益を含みます。)等の全額とします。 なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

- b . 分配対象収益についての分配方針 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- c. 留保益の運用方針 留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。 収益分配金の交付
- a.「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、 受益者に支払います。

b.「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規 定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

- a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (b)売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行す るもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行す るものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引 受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b.上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、 株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - (b)株式分割により取得する株券
 - (c)有償増資により取得する株券
 - (d)売出しにより取得する株券
 - (e)信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債。といいます。)の行使により取得可能な株券
- (f)信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行 使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株 予約権((e)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時 価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に 信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券およ び組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ 信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならび に金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション 取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- b.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動 リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならび に外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範 囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。 以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内としま す。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引および オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を 次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払 金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッ ジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利と その元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。) を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下 c . において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- d.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行 うことの指図をすることができます。
- b.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する 株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有 する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託 財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算に おいてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。 なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みま す。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしま す。
- b. 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と します。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの 指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が 必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の 予約取引の指図をすることができます。
- b.予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の 入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの 確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産 総額の10%を限度とします。
- c . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21 信用リスクの分散規制

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エ クスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比 率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以 内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型 投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決 議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての 議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式 についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の 率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得するこ とを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、 これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがっ て、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失 を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等 の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となり ます。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるもの ではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通 貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高 に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響によ り、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは 売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証 券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等 を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファ ンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基 準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク (取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることと なった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b.法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理 し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・バンチマーフで、浮動株ベースの時価総認 加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権 その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出 もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の 変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する 著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰題します。
日本国債	NOMURA-BPI (監債)	NOMURA - BPI (国債) とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債 パフォーマンスインデックスで、NOMURA - BPI (総合) のサブインデックスです。当該指数 の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の 正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、 当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進區價	FTSE世界国債インデッタス (辞く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、 日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券 インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、 本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスの データは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの 正確性および完全性を保証せず。またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら 責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLCは、掲載します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMプローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JP.モルガン・セキュリティーズ・ エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の 代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や。 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰履します。

⁽注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)があり、分配金再投資コース(自動けいぞくコース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.25%が差引かれます。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

a.信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.2870%(税抜1.1700%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映 されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b.信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。 信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容			
委託会社	0.6000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価 額の算出、目論見書等の作成等			
販売会社	0.5000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購 入後の情報提供等			
受託会社	0.0700%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用 指図の実行等			

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、 借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2 . 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバル株式インカム(毎月決算型)】

(1)【投資状況】

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,763,918,322	99.05
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		26,532,391	0.95
純資産総額		2,790,450,713	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

令和 3年11月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		グローバル株式インカム マザー ファンド	885,048,616	3.2327	2,861,096,661	3.1229	2,763,918,322	99.05

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.05
合計	99.05

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産	総額	基準(1万口当たりの	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第73計算期間末日	(平成23年12月 7日)	7,741,128,755	7,783,926,265	3,618	3,638
第74計算期間末日	(平成24年 1月10日)	7,537,100,618	7,579,129,778	3,587	3,607
第75計算期間末日	(平成24年 2月 7日)	7,815,206,890	7,835,795,582	3,796	3,806
第76計算期間末日	(平成24年 3月 7日)	7,947,998,791	7,967,954,780	3,983	3,993
第77計算期間末日	(平成24年 4月 9日)	7,972,176,348	7,991,729,524	4,077	4,087
第78計算期間末日	(平成24年 5月 7日)	7,638,120,849	7,657,467,289	3,948	3,958
第79計算期間末日	(平成24年 6月 7日)	7,003,441,506	7,022,567,938	3,662	3,672
第80計算期間末日	(平成24年 7月 9日)	7,146,462,738	7,165,209,043	3,812	3,822
第81計算期間末日	(平成24年 8月 7日)	7,160,061,500	7,178,542,989	3,874	3,884
第82計算期間末日	(平成24年 9月 7日)	7,218,496,482	7,236,655,325	3,975	3,985
第83計算期間末日	(平成24年10月 9日)	7,191,156,131	7,209,001,038	4,030	4,040
第84計算期間末日	(平成24年11月 7日)	7,192,557,692	7,210,031,596	4,116	4,126
第85計算期間末日	(平成24年12月 7日)	7,272,568,683	7,289,722,343	4,240	4,250
第86計算期間末日	(平成25年 1月 7日)	7,900,765,310	7,917,680,672	4,671	4,681
第87計算期間末日	(平成25年 2月 7日)	8,438,905,721	8,455,434,047	5,106	5,116
第88計算期間末日	(平成25年 3月 7日)	8,454,425,410	8,470,744,195	5,181	5,191
第89計算期間末日	(平成25年 4月 8日)	8,657,939,598	8,673,900,802	5,424	5,434
第90計算期間末日	(平成25年 5月 7日)	8,955,333,426	8,971,063,563	5,693	5,703
第91計算期間末日	(平成25年 6月 7日)	8,453,901,722	8,469,309,593	5,487	5,497
第92計算期間末日	(平成25年 7月 8日)	8,515,338,183	8,530,539,310	5,602	5,612
第93計算期間末日	(平成25年 8月 7日)	8,458,755,061	8,473,671,785	5,671	5,681
第94計算期間末日	(平成25年 9月 9日)	8,490,178,050	8,504,951,881	5,747	5,757
第95計算期間末日	(平成25年10月 7日)	8,432,367,635	8,446,916,991	5,796	5,806
第96計算期間末日	(平成25年11月 7日)	8,776,118,858	8,790,430,590	6,132	6,142
第97計算期間末日	(平成25年12月 9日)	8,917,660,474	8,931,616,124	6,390	6,400

第99計算期間末日 (平原 第100計算期間末日 (平原 第101計算期間末日 (平原 第102計算期間末日 (平原 第103計算期間末日 (平原 第104計算期間末日 (平原 第105計算期間末日 (平原 第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原	成26年 1月 7日) 成26年 2月 7日) 成26年 3月 7日) 成26年 4月 7日) 成26年 5月 7日) 成26年 6月 9日) 成26年 7月 7日) 成26年 8月 7日) 成26年 9月 8日) 成26年10月 7日) 成26年11月 7日) 成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日)	8,888,955,696 8,252,833,411 8,682,313,812 8,603,334,128 8,461,042,141 8,611,255,268 8,500,443,479 7,951,141,715 8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321 7,977,433,629	8,902,570,591 8,266,180,592 8,695,452,002 8,616,243,859 8,473,764,387 8,623,722,403 8,512,685,208 7,963,154,439 8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,529 6,183 6,608 6,664 6,651 6,907 6,944 6,619 7,021 6,993 7,436 7,903 7,285	6,539 6,193 6,618 6,674 6,661 6,917 6,954 6,629 7,031 7,003 7,446 7,913
第100計算期間末日 (平原 第101計算期間末日 (平原 第102計算期間末日 (平原 第103計算期間末日 (平原 第104計算期間末日 (平原 第105計算期間末日 (平原 第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原	成26年 3月 7日) 成26年 4月 7日) 成26年 5月 7日) 成26年 6月 9日) 成26年 7月 7日) 成26年 8月 7日) 成26年 9月 8日) 成26年10月 7日) 成26年11月 7日) 成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日)	8,682,313,812 8,603,334,128 8,461,042,141 8,611,255,268 8,500,443,479 7,951,141,715 8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,695,452,002 8,616,243,859 8,473,764,387 8,623,722,403 8,512,685,208 7,963,154,439 8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,608 6,664 6,651 6,907 6,944 6,619 7,021 6,993 7,436 7,903	6,618 6,674 6,661 6,917 6,954 6,629 7,031 7,003 7,446
第101計算期間末日 (平原 第102計算期間末日 (平原 第103計算期間末日 (平原 第104計算期間末日 (平原 第105計算期間末日 (平原 第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原	成26年 4月 7日) 成26年 5月 7日) 成26年 6月 9日) 成26年 7月 7日) 成26年 8月 7日) 成26年 8月 7日) 成26年10月 7日) 成26年11月 7日) 成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日)	8,603,334,128 8,461,042,141 8,611,255,268 8,500,443,479 7,951,141,715 8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,616,243,859 8,473,764,387 8,623,722,403 8,512,685,208 7,963,154,439 8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,664 6,651 6,907 6,944 6,619 7,021 6,993 7,436 7,903	6,674 6,661 6,917 6,954 6,629 7,031 7,003 7,446
第102計算期間末日 (平原 第103計算期間末日 (平原 第104計算期間末日 (平原 第105計算期間末日 (平原 第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原	成26年 5月 7日) 成26年 6月 9日) 成26年 7月 7日) 成26年 8月 7日) 成26年 8月 7日) 成26年 9月 8日) 成26年10月 7日) 成26年11月 7日) 成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日)	8,461,042,141 8,611,255,268 8,500,443,479 7,951,141,715 8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,473,764,387 8,623,722,403 8,512,685,208 7,963,154,439 8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,651 6,907 6,944 6,619 7,021 6,993 7,436 7,903	6,661 6,917 6,954 6,629 7,031 7,003 7,446
第103計算期間末日 (平原 第104計算期間末日 (平原 第105計算期間末日 (平原 第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成26年 6月 9日) 成26年 7月 7日) 成26年 8月 7日) 成26年 9月 8日) 成26年10月 7日) 成26年11月 7日) 成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日) 成27年 4月 7日)	8,611,255,268 8,500,443,479 7,951,141,715 8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,623,722,403 8,512,685,208 7,963,154,439 8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,907 6,944 6,619 7,021 6,993 7,436 7,903	6,917 6,954 6,629 7,031 7,003 7,446
第104計算期間末日 (平原 第105計算期間末日 (平原 第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成26年7月7日) 成26年8月7日) 成26年9月8日) 成26年10月7日) 成26年11月7日) 成26年12月8日) 成27年1月7日) 成27年2月9日) 成27年3月9日) 成27年4月7日)	8,500,443,479 7,951,141,715 8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,512,685,208 7,963,154,439 8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,944 6,619 7,021 6,993 7,436 7,903	6,954 6,629 7,031 7,003 7,446
第105計算期間末日 (平原 第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成26年 8月 7日) 成26年 9月 8日) 成26年10月 7日) 成26年11月 7日) 成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日) 成27年 4月 7日)	7,951,141,715 8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	7,963,154,439 8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,619 7,021 6,993 7,436 7,903	6,629 7,031 7,003 7,446
第106計算期間末日 (平原 第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第1112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成26年 9月 8日) 成26年10月 7日) 成26年11月 7日) 成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日) 成27年 4月 7日)	8,273,722,097 8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,285,506,167 8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	7,021 6,993 7,436 7,903	7,031 7,003 7,446
第107計算期間末日 (平原 第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成26年10月7日) 成26年11月7日) 成26年12月8日) 成27年1月7日) 成27年2月9日) 成27年3月9日) 成27年4月7日)	8,066,437,490 8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,077,972,400 8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	6,993 7,436 7,903	7,003 7,446
第108計算期間末日 (平原 第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成26年11月7日) 成26年12月8日) 成27年1月7日) 成27年2月9日) 成27年3月9日) 成27年4月7日)	8,430,644,084 8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,441,981,241 8,699,199,150 7,844,271,753	7,436 7,903	7,446
第109計算期間末日 (平原 第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成26年12月 8日) 成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日) 成27年 4月 7日)	8,688,205,595 7,833,519,151 8,017,664,321	8,699,199,150 7,844,271,753	7,903	
第110計算期間末日 (平原 第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成27年 1月 7日) 成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日) 成27年 4月 7日)	7,833,519,151 8,017,664,321	7,844,271,753		7,913
第111計算期間末日 (平原 第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成27年 2月 9日) 成27年 3月 9日) 成27年 4月 7日)	8,017,664,321		7.285	
第112計算期間末日 (平原 第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成27年 3月 9日) 成27年 4月 7日)		0 000 004 074	. ,_50	7,295
第113計算期間末日 (平原 第114計算期間末日 (平原	成27年 4月 7日)	7,977,433,629	8,028,281,274	7,552	7,562
第114計算期間末日 (平原	,	<u> </u>	7,987,771,124	7,717	7,727
`		7,808,463,778	7,818,558,473	7,735	7,745
第115計算期間末日 (平原	成27年 5月 7日)	7,726,045,055	7,735,910,715	7,831	7,841
	成27年 6月 8日)	7,792,580,343	7,802,147,467	8,145	8,155
第116計算期間末日 (平原	成27年 7月 7日)	7,267,625,238	7,276,949,932	7,794	7,804
第117計算期間末日 (平原	成27年 8月 7日)	7,359,444,220	7,368,617,983	8,022	8,032
第118計算期間末日 (平原	成27年 9月 7日)	6,234,786,565	6,243,804,477	6,914	6,924
第119計算期間末日 (平原	成27年10月 7日)	6,441,261,106	6,450,140,286	7,254	7,264
第120計算期間末日 (平原	成27年11月 9日)	6,757,161,984	6,765,901,801	7,731	7,741
第121計算期間末日 (平原	成27年12月 7日)	6,607,605,961	6,616,234,342	7,658	7,668
第122計算期間末日 (平原	成28年 1月 7日)	5,964,858,241	5,973,355,359	7,020	7,030
第123計算期間末日 (平原	成28年 2月 8日)	5,604,565,241	5,612,997,871	6,646	6,656
第124計算期間末日 (平原	成28年 3月 7日)	5,676,755,179	5,685,150,875	6,762	6,772
第125計算期間末日 (平原	成28年 4月 7日)	5,495,397,707	5,503,729,369	6,596	6,606
第126計算期間末日 (平原	成28年 5月 9日)	5,413,908,228	5,422,204,868	6,525	6,535
第127計算期間末日 (平原	成28年 6月 7日)	5,478,105,575	5,486,349,959	6,645	6,655
第128計算期間末日 (平原	成28年 7月 7日)	4,949,107,583	4,957,279,566	6,056	6,066
第129計算期間末日 (平原	成28年 8月 8日)	5,203,667,960	5,211,791,565	6,406	6,416
第130計算期間末日 (平原	成28年 9月 7日)	5,261,198,556	5,269,256,828	6,529	6,539
第131計算期間末日 (平原	成28年10月 7日)	5,237,429,580	5,245,409,866	6,563	6,573
第132計算期間末日 (平原	成28年11月 7日)	4,617,559,908	4,624,738,315	6,433	6,443
第133計算期間末日 (平原	成28年12月 7日)	5,123,265,167	5,130,349,729	7,232	7,242
第134計算期間末日 (平原	成29年 1月10日)	5,258,188,760	5,265,147,050	7,557	7,567
第135計算期間末日 (平原	成29年 2月 7日)	4,976,321,280	4,983,091,261	7,351	7,361
第136計算期間末日 (平原	成29年 3月 7日)	5,026,283,883	5,032,832,121	7,676	7,686
第137計算期間末日 (平原	成29年 4月 7日)	4,790,946,943	4,797,360,591	7,470	7,480
第138計算期間末日 (平原	成29年 5月 8日)	4,976,163,428	4,982,543,733	7,799	7,809
第139計算期間末日 (平原	成29年 6月 7日)	4,743,310,336	4,749,437,665	7,741	7,751

第141計算期間末日 (平成29年 8月 7日) 4,651,219,827 4,657,071,136 7,948 7,856 第423 韓國間末日 (平成29年10月10日) 4,244,270,705 4,550,014,927 7,824 7,834 7,835 第143計算期間末日 (平成29年11月 7日) 4,539,247,132 4,550,014,927 7,824 7,834 8,355 第143計算期間末日 (平成29年11月 7日) 4,539,247,132 4,544,594,100 8,488 8,495 第145計算期間末日 (平成29年12月 7日) 4,377,374,684 4,382,571,100 8,424 8,424 8,432 第145計算期間末日 (平成30年 1月 9日) 4,442,715,504 4,447,720,662 8,876 8,866 8,465 8,46					日興毗刀-	<u> 依古者(内国投真活动</u>
第142計算期間末日 (平成29年 9月 7日) 4,494,270,705 4,500,014,927 7,624 7,835 第142計算期間末日 (平成29年10月10日) 4,620,581,588 4,626,116,497 8,346 8,356 第143計算期間末日 (平成29年1月 7日) 4,377,374,694 4,546,594,100 8,495 8,495 第145計算期間末日 (平成29年1月 7日) 4,377,374,694 4,362,571,190 8,424 8,436 8,466 第期間末日 (平成30年 2月 7日) 4,041,675,652 4,046,531,331 8,324 8,333 第145計算期間末日 (平成30年 2月 7日) 4,041,675,652 4,046,531,331 8,324 8,335 第148計算期間末日 (平成30年 2月 7日) 3,883,480,099 3,888,283,650 8,085 8,095 第149計算期間末日 (平成30年 5月 7日) 3,875,729,365 3,380,428,200 8,246 8,255 第15計計算期間末日 (平成30年 7月 7日) 3,875,729,365 3,380,428,200 8,246 8,255 第15計計算期間末日 (平成30年 7月 7日) 3,875,729,365 3,880,428,200 8,246 8,255 第15計計算期間末日 (平成30年 7月 7日) 3,875,729,365 3,880,428,200 8,246 8,255 第15計計算期間末日 (平成30年 7月 7日) 3,876,729,365 3,820,686,199 8,366 8,377 第15計計算期間末日 (平成30年 7月 7日) 3,860,882,206 3,865,388,783 8,567 8,577 8,575	第140計算期間末日	(平成29年 7月 7日)	4,734,946,285	4,740,917,800	7,929	7,939
第143計算期間末日 (平成29年10月10日) 4、620、581、585 4、626、116、497 8、3,346 8、556 第144計算期間末日 (平成29年12月 7日) 4、539、247、134 4、544、594、100 8、489 8、489 8、489 第461計算期間末日 (平成29年12月 7日) 4、539、247、134 4、544、594、100 8、489 8、489 8、489 8 4.584、100 8 8、489 8 4.584、100 8 8、489 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	第141計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	4,651,219,827	4,657,071,136	7,949	7,959
第144計算期間末日 (平成29年11月 7日) 4,538,247,134 4,544,594,100 8,488 8,498 第145計算期間末日 (平成20年12月 7日) 4,377,374,694 4,382,571,190 8,424 8,434 第145計算期間末日 (平成30年 1月 9日) 4,442,715,504 4,447,720,692 8,876 8,888 第147計算期間末日 (平成30年 2月 7日) 4,041,675,662 4,046,531,351 8,324 8,33 4,341,49計算期間末日 (平成30年 3月 7日) 3,883,480,099 3,888,263,650 8,066 8,066 第149計算期間末日 (平成30年 4月 9日) 3,830,151,665 3,835,774,120 8,050 8,066 第156計算期間末日 (平成30年 5月 7日) 3,875,729,365 3,804,770,983 8,452 8,466 第151計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3,900,087,851 3,904,770,983 8,452 8,466 第151計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3,800,882,206 3,865,388,783 8,667 8,577 8,153計算期間末日 (平成30年 8月 7日) 3,860,882,206 3,865,388,783 8,667 8,577 8,153計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,684,704,870 3,688,150,255 8,829 8,326 第153計算期間末日 (平成30年1月 7日) 3,611,580,447 3,615,342,075 8,289 8,306 第157計算期間末日 (平成30年1月 7日) 3,611,580,447 3,615,342,075 8,289 8,306 第157計算期間末日 (平成30年1月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,866 第158計算期間末日 (平成30年1月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,866 第158計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,567,992,545 3,464,244,177 8,229 8,238 8,567 8,638 8	第142計算期間末日	(平成29年 9月 7日)	4,494,270,705	4,500,014,927	7,824	7,834
第146計算期間末日 (平成39年12月7日) 4,377,374,694 4,382,571,190 8,424 8,434 第146計算期間末日 (平成30年1月9日) 4,442,715,504 4,447,720,692 8,676 8,886 第146計算期間末日 (平成30年1月9日) 4,442,715,504 4,447,720,692 8,676 8,886 第146計算期間末日 (平成30年3月7日) 3,883,460,098 3,886,263,565 8,065 8,065 8,065 第149計算期間末日 (平成30年3月7日) 3,883,460,098 3,886,263,565 8,065 8,065 第149計算期間末日 (平成30年4月9日) 3,880,460,098 3,886,263,565 8,065 8,065 第149計算期間末日 (平成30年5月7日) 3,875,729,365 3,880,426,206 8,248 8,258 第151計算期間末日 (平成30年6月7日) 3,900,087,851 3,904,701,983 8,452 8,466 第152計算期間末日 (平成30年7月9日) 3,817,524,066 3,822,086,199 8,366 8,376 第152計算期間末日 (平成30年8月7日) 3,684,704,870 3,685,388,783 8,667 8,577 第154計算期間末日 (平成30年1月7日) 3,684,704,870 3,689,150,256 8,289 8,289 第155計算期間末日 (平成30年11月7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 8,300 第157計算期間末日 (平成30年11月7日) 3,415,898,462 3,450,311,314 7,972 7,886 第158計算期間末日 (平成31年1月7日) 3,445,888,682 3,450,311,314 7,972 7,886 第158計算期間末日 (平成31年2月7日) 3,452,888,682 3,456,670,416 8,001 8,011 第163計算期間末日 (平成31年2月7日) 3,452,880,862 3,456,670,416 8,001 8,011 第163計算期間末日 (平成31年2月7日) 3,452,880,682 3,456,670,416 8,001 8,011 第163計算期間末日 (平成31年2月7日) 3,452,880,583 3,340,4242,451,77 8,229 8,358 8,364	第143計算期間末日	(平成29年10月10日)	4,620,581,589	4,626,116,497	8,348	8,358
第146計算期間末日 (平成30年 1月 9日) 4、442,715,504 4、447,720,692 8,876 8,886 第147計算期間末日 (平成30年 2月 7日) 4、041.675,652 4、046,531,351 8、324 8、334 8 3414計算期間末日 (平成30年 3月 7日) 3、883,460,099 3、888,263,650 8,095 8、095 8、095 第149計算期間末日 (平成30年 4月 7日) 3、883,515,655 3、835,274,120 8、050 8、096 第149計算期間末日 (平成30年 5月 7日) 3、875,729,365 3、880,428,206 8、248 8、255 第150計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3、875,729,365 3、880,428,206 8、248 8、255 第150計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3、875,729,365 3、880,428,206 8、248 8、255 第153計算期間末日 (平成30年 7月 9日) 3、875,729,365 3、880,428,206 8、248 8、8,667 第153計算期間末日 (平成30年 8月 7日) 3、860,882,206 3、862,366,199 8、8,666 8.377 第153計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3、860,882,206 3、862,368,783 8、667 8、577 第154計算期間末日 (平成30年 1月 7日) 3、611,559,447 3、615,342,075 8、299 8、286 8、286 第156計算期間末日 (平成30年12月 7日) 3、611,559,447 3、615,342,075 8、299 8、3,006,373,851 第181第日 (平成30年12月 7日) 3、452,888,682 3、450,311,314 7、972 7、986 第157計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、4176,731,917 3、181,084,221 7、401 第163計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、432,380,553 3、436,670,416 8、001 8、011 第163計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、452,888,682 3、456,70,416 8、001 8、011 第163計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、452,888,683 3、456,670,416 8、001 8、011 第163計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、452,888,683 3、456,670,416 8、001 8、011 第163計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、432,380,553 3、436,670,416 8、001 8、011 第163計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、432,380,553 3、436,670,416 8、001 8、011 第163計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3、432,380,553 3、436,670,416 8、001 8、011 第163計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、140,479,399 3、140,474,524 8、524 8、534 第163計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、140,479,399 3、140,471,544 8、524 8、534 第163計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、190,479,399 3、104,471,511 7、7,677 7,887 第163計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、191,588,779 3、191,588,549 3 9、099 9、106 第163計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、191,588,779 3、191,588,589 3 9、099 9、106 第173計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、222,184,247 2、232,5186,810 9、226 9、238 第173計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、222,184,247 2、2325,186,810 9、292 9、238 第173計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 3、222,184,247 2、2325,186,810 9、292 9、238 第173計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 2、2544,644,438 2、2548,055,695 7、7,460 7、7,476 第173計算期間末日 (平和1年 1月 7日) 2、5251,016,926 2、5254,589,135 9、9,098 9、9,106	第144計算期間末日	(平成29年11月 7日)	4,539,247,134	4,544,594,100	8,489	8,499
第147計算期間末日(平成30年 2月 7日) 4,041,675,652 4,046,531,355 8,324 8,334 第147計算期間末日(平成30年 3月 7日) 3,883,460,098 3,888,263,650 8,085 8,095 第149計算期間末日(平成30年 5月 7日) 3,875,729,365 3,835,274,120 8,060 8,060 第159前買期間末日(平成30年 5月 7日) 3,875,729,365 3,804,228,206 8,246 8,255 第151計算期間末日(平成30年 6月 7日) 3,875,729,365 3,804,728,206 8,246 8,255 第153計算期間末日(平成30年 7月 9日) 3,875,224,065 3,822,086,199 8,388 8,537 第153計算期間末日(平成30年 7月 9日) 3,860,882,206 3,865,389,783 8,567 8,577 第153計算期間末日(平成30年 1月 7日) 3,684,704,870 3,689,150,258 8,289 8,289 第155計算期間末日(平成30年1月 7日) 3,611,590,447 3,616,942,075 8,299 8,300 第157計算期間末日(平成30年1月 7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 8,300 第158計算期間末日(平成30年1月 7日) 3,161,590,447 3,365,942,075 8,299 8,300 第158計算期間末日(平成31年 1月 7日) 3,161,590,447 3,486,670,416 8,001 7,411 7,411 第159計算期間末日(平成31年 1月 7日) 3,161,6791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日(平成31年 2月 7日) 3,482,080,583 3,484,246,177 8,229 8,238 第161計算期間末日(平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,516 第162計算期間末日(令和 1年 5月 7日) 3,1512,580,349 3,516,686,801 8,554 8,564 8,166 第163前算期間末日(令和 1年 6月 7日) 3,100,479,399 3,144,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日(令和 1年 1月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日(令和 1年 1月 7日) 3,222,198,420 3,315,046,501 8,719 8,725 第173計算期間末日(令和 1年 1月 7日) 3,222,198,420 3,255,589,505 8,719 8,225 8,036 9,226 8,172 8,132	第145計算期間末日	(平成29年12月 7日)	4,377,374,694	4,382,571,190	8,424	8,434
第148計算期間未日 (平成30年 3月 7日) 3,883,460,099 3,888,263,650 8,065 8,095 第149計算期間未日 (平成30年 4月 9日) 3,830,515,655 3,835,274,120 8,050 8,066 第150計算期間未日 (平成30年 5月 7日) 3,800,087,851 3,904,701,983 8,452 8,462 8,256 第151計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3,900,087,851 3,904,701,983 8,452 8,462 8,1551計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3,807,824,065 3,822,086,199 8,366 8,375 第153計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,817,824,065 3,822,086,199 8,366 8,278 第153計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,864,704,870 3,689,150,258 8,289 8,295 第156計算期間末日 (平成30年 1月 7日) 3,170,260,073,32 3,706,972,852 8,492 8,492 第156計算期間末日 (平成30年 1月 7日) 3,415,988,682 3,450,311,314 7,972 7,886 8,193 8,	第146計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	4,442,715,504	4,447,720,692	8,876	8,886
第149計算期間未日 (平成30年 4月 9日) 3,830,515,655 3,835,274,120 8,050 8,060 第150計算期間末日 (平成30年 5月 7日) 3,875,729,365 3,880,428,206 8,246 8,256 第151計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3,900,087,851 3,904,701,983 8,452 8,465 第152計算期間末日 (平成30年 7月 9日) 3,817,524,065 3,822,086,199 8,368 8,375 第153計算期間末日 (平成30年 7月 9日) 3,860,882,206 3,865,383,783 8,567 8,577 第154計算期間末日 (平成30年 1月 7日) 3,684,704,870 3,689,150,258 8,289 8,295 第156計算期間末日 (平成30年1月 7日) 3,684,704,870 3,689,150,258 8,289 8,295 第156計算期間末日 (平成30年1月 7日) 3,861,590,447 3,615,942,075 8,299 8,305 第157計算期間末日 (平成30年1月 7日) 3,445,888,682 3,450,311,314 7,972 7,985 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,432,380,553 3,436,670,416 8,001 8,011 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,516 第162計算期間末日 (平成31年 7月 13,361,380,381,331 3,440,427,540 8,529 8,305 第163計算期間末日 (平成31年 7月 13,361,380,381,331 3,440,427,540 8,524 8,536 8,166 8	第147計算期間末日	(平成30年 2月 7日)	4,041,675,652	4,046,531,351	8,324	8,334
第150計算期間末日 (平成30年 5月 7日) 3,875,729,365 3,880,428,206 8,248 8,265 第151計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3,900,067,851 3,904,701,983 8,452 8,466 第151計算期間末日 (平成30年 7月 9日) 3,817,524,065 3,822,086,199 8,368 8,376 第153計算期間末日 (平成30年 7月 9日) 3,868,704,870 3,689,150,286 8,289 8,299 第155計算期間末日 (平成30年 1月 7日) 3,684,704,870 3,689,150,286 8,289 8,299 第155計算期間末日 (平成30年10月 9日) 3,702,607,352 3,706,972,852 8,482 8,499 8,156計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,811,590,447 3,615,942,075 8,299 8,305 第155計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,415,981,692 3,450,311,314 7,972 7,866 3,681,591,591,591,591,591,591,591,591,591,59	第148計算期間末日	(平成30年 3月 7日)	3,883,460,099	3,888,263,650	8,085	8,095
第151計算期間末日 (平成30年 6月 7日) 3,900,087,851 3,904,701,933 8,452 8,466 第152計算期間末日 (平成30年 7月 9日) 3,817,524,065 3,822,086,199 8,368 8,377 第153計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,860,882,206 3,865,388,783 8,567 8,577 第154計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,864,704,870 3,689,150,258 8,289 8,289 第155計算期間末日 (平成30年10月 9日) 3,702,607,352 3,706,972,852 8,482 8,492 第155計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 3,305 第157計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,445,988,662 3,450,311,314 7,972 7,962 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,553 3,436,670,416 8,001 8,001 第163計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,236 第163計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,575,992,545 3,562,174,528 8,508 8,516 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,506,002,553 3,310,069,426 8,129 8,133 第164計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,133 第165計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,871 第168計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,106,989,343 3,140,427,540 8,524 8,534 第168計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年1月 7日) 3,266,718,284 3,290,415,157 8,891 8,909 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,222,178,420 3,254,589,135 9,099 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,221,842,677 2,325,196,810 6,922 3,236,714,528 8,536 7,766,7766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,237,124,950 2,346,559 7,022 7,333 第175,19前期末日 (令和 2年 6月 7日) 2,254,644,44,438 2,548,055,695 7,460 7,476 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,2573,330,719 2,556,635,700 7,766 7,796 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,573,330,719 2,556,635,700 7,766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,573,330,719 2,556,623 7,890 7,966 第173前算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,573,330,719 2,556,623 7,890 7,966 9,976 9,176 9,179 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第149計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	3,830,515,655	3,835,274,120	8,050	8,060
第152計算期間末日 (平成30年 7月 9日) 3,817,524,065 3,822,086,199 8,368 8,376 第153計算期間末日 (平成30年 8月 7日) 3,860,862,206 3,865,388,783 8,567 8,577 第154計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,864,704,870 3,689,150,258 8,289 第155計算期間末日 (平成30年10月 9日) 3,702,607,352 3,706,972,852 8,482 8,492 第155計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 8,306 第157計算期間末日 (平成30年12月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,982 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,236 第163計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,236 第163計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,546,670,416 8,001 8,516 第163計算期間末日 (中元31年 6月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,568 第163計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,533 第164計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第163計算期間末日 (令和 1年1月 7日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,792 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 3,226,718,224 3,290,415,157 8,891 8,909 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 3,226,746,444,438 2,546,551 9,226 9,236 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 3,221,184,420 3,290,415,157 8,891 8,909 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,231,424,677 2,325,196,810 9,299 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,231,424,677 2,325,196,810 7,766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,251,616,029 3,256,639,135 9,099 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,251,616,029 3,256,639,135 9,099 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,2573,330,719 2,556,635,700 7,766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,2573,330,719 2,556,635,700 7,766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,573,330,719 2,556,635,700 7,766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,553,330,719 2,556,254,240,950 7,782 7,792 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,551,016,029 3,254,589,135 9,099 7,782 7,792 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,553,330,719 2,556,635,700 7,766 7,766 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,551,016,986 2,554,284,950 7,780 7,782 9,795 第173計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,551,016,986 2,554,284,950 7,780 7	第150計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	3,875,729,365	3,880,428,206	8,248	8,258
第153計算期間末日 (平成30年 8月 7日) 3,860,882,206 3,865,388,783 8,567 8,577 第154計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,684,704,870 3,689,150,258 8,289 8,299 第155計算期間末日 (平成30年10月 9日) 3,702,607,352 3,706,972,852 8,482 8,492 第156計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 8,300 第157計算期間末日 (平成30年12月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,986 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,553 3,436,670,416 8,001 8,011 第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,236 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,546 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,566 第163計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第166計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第166計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,101,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,101,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,101,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,106,398,343 3,110,836,416 8,076 8,006 第168計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,905 9,105 第173計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,238 第173計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,231,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第174計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,546,055,695 7,460 7,477 第173計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,237,124,950 2,340,453,075 7,022 7,033 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,237,124,950 2,340,453,075 7,022 7,033 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,237,124,950 2,340,453,075 7,022 7,033 第173計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,237,124,950 2,340,453,075 7,022 7,033 第173計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,251,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第173計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,796 第173計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,796 第173計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,966 7,976 第173計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,966 7,976 第173計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,860 7,860 7,966 7,976	第151計算期間末日	(平成30年 6月 7日)	3,900,087,851	3,904,701,983	8,452	8,462
第154計算期間末日 (平成30年 9月 7日) 3,684,704,870 3,689,150,258 8,289 8,299 第155計算期間末日 (平成30年10月 9日) 3,702,607,352 3,706,972,852 8,482 8,492 第156計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 8,305 第157計算期間末日 (平成30年12月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,986 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,553 3,436,670,416 8,001 8,011 第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,236 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,546 3,562,174,528 8,508 8,518 第163計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,566 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,133 第164計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第165計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,101,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,006 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,266,718,284 3,290,415,157 8,891 8,706 第176計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,222,198,420 3,254,589,135 9,099 9,105 第176計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,546,055,695 7,460 7,477 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,231,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第175計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,231,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第175計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,231,842,677 2,325,196,810 6,922 7,033 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,114,437 2,706,464,228 8,135 8,144 9,177計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 9,177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,966 7,976 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,966 7,976 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,966 7,976 第177計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,516,660 2,551,726,255 7,000 7,966 7,976 第177計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,516,660 2,551,726,255 7,000 7,966 7,976 1,	第152計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	3,817,524,065	3,822,086,199	8,368	8,378
第156計算期間末日 (平成30年10月 9日) 3,702,607,352 3,706,972,852 8,492 8,992 第156計算期間末日 (平成30年11月 7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 8,300 第157計算期間末日 (平成30年12月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,982 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,553 3,436,670,416 8,001 8,011 第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,238 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,566 第163計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第166計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,728 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,221,1016,029 3,225,589,135 9,099 9,106 第171計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,221,1016,029 3,225,196,810 6,922 6,933 第174計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第174計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第174計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,330,719 2,557,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,330,719 2,5576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,636,43,838 2,552,827,662 7,890 7,966 7,976 第180計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 9,900	第153計算期間末日	(平成30年 8月 7日)	3,860,882,206	3,865,388,783	8,567	8,577
第156計算期間末日 (平成30年12月 7日) 3,611,590,447 3,615,942,075 8,299 8,300 第157計算期間末日 (平成30年12月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,982 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,553 3,436,670,416 8,001 8,011 第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,238 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,566 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,133 第164計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,486,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第166計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第167計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,728 第169計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,476 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第174計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 6月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,796 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,796 第176計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,830,838 2,552,827,662 7,880 7,966 7,976 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,553,830,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,966 7,976 第176計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,024,499 7,966 7,976 第176計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第176計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第176計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,622 7,880 7,960	第154計算期間末日	(平成30年 9月 7日)	3,684,704,870	3,689,150,258	8,289	8,299
第157計算期間未日 (平成30年12月 7日) 3,445,988,682 3,450,311,314 7,972 7,982 第158計算期間末日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,563 3,436,670,416 8,001 8,011 第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,238 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,564 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第166計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 1月 7日) 3,101,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第168計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,728 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第171計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,476 第173計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,033 第175計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,033 第175計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857	第155計算期間末日	(平成30年10月 9日)	3,702,607,352	3,706,972,852	8,482	8,492
第158計算期間未日 (平成31年 1月 7日) 3,176,791,917 3,181,084,221 7,401 7,411 第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,563 3,436,670,416 8,001 8,011 第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,238 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,556 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第164計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第168計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第171計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,106 第171計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,144 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,537,141,437 2,706,464,228 8,135 8,144 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,762 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,766 7,796 第179計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,762 7,762 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,865 第180計算期間末日 (令和 2年11月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,865 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,865 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,865	第156計算期間末日	(平成30年11月 7日)	3,611,590,447	3,615,942,075	8,299	8,309
第159計算期間末日 (平成31年 2月 7日) 3,432,380,553 3,436,670,416 8,001 8,011 第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,238 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,564 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第165計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第166計算期間末日 (令和 1年1月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年1月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,106 第171計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第174計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第175計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,792 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,792 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,766 7,976 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,976 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第157計算期間末日	(平成30年12月 7日)	3,445,988,682	3,450,311,314	7,972	7,982
第160計算期間末日 (平成31年 3月 7日) 3,480,017,293 3,484,246,177 8,229 8,238 第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,564 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第165計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,871 7,871 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第166計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,108 第171計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第172計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,793 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,660 2,521,726,123 7,847 7,867 9,766 第178計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,867 9,900	第158計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	3,176,791,917	3,181,084,221	7,401	7,411
第161計算期間末日 (平成31年 4月 8日) 3,557,992,545 3,562,174,528 8,508 8,518 第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,564 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第165計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第167計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,221,184,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,476 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第178計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,866 7,976 第178計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,966 7,976 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,966 7,976 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,867 7,966 7,976 第178計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,867 7,966 7,976 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年 1月 9日) 2,5518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年 1月 9日) 2,5518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 9,861	第159計算期間末日	(平成31年 2月 7日)	3,432,380,553	3,436,670,416	8,001	8,011
第162計算期間末日 (令和 1年 5月 7日) 3,512,580,349 3,516,686,901 8,554 8,564 第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,006,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第165計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,871 7,871 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第167計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,108 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,731,41,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第1778計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第1778計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第1778計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,787 7,867 7,966 7,976 第1778計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,787 7,867 7,966 7,976 第1778計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,966 7,976 第1778計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,890 7,900	第160計算期間末日	(平成31年 3月 7日)	3,480,017,293	3,484,246,177	8,229	8,239
第163計算期間末日 (令和 1年 6月 7日) 3,306,002,553 3,310,069,426 8,129 8,138 第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第165計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,871 7,871 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第167計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第177計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,105 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第174計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,866 7,762 第179計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,551,294,950 7,867 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,867 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年 10月 7日) 2,551,016,986 2,5521,726,123 7,847 7,857 7,900	第161計算期間末日	(平成31年 4月 8日)	3,557,992,545	3,562,174,528	8,508	8,518
第164計算期間末日 (令和 1年 7月 8日) 3,436,396,333 3,440,427,540 8,524 8,534 第165計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第167計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,109 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,933 第174計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第179計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 9,900	第162計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	3,512,580,349	3,516,686,901	8,554	8,564
第165計算期間末日 (令和 1年 8月 7日) 3,100,479,399 3,104,418,511 7,871 7,881 第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第167計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,105 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 9,900 19,1	第163計算期間末日	(令和 1年 6月 7日)	3,306,002,553	3,310,069,426	8,129	8,139
第166計算期間末日 (令和 1年 9月 9日) 3,191,153,878 3,195,058,626 8,172 8,182 第167計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,105 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,476 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第164計算期間末日	(令和 1年 7月 8日)	3,436,396,333	3,440,427,540	8,524	8,534
第167計算期間末日 (令和 1年10月 7日) 3,106,989,343 3,110,836,416 8,076 8,086 第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,725 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,105 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第165計算期間末日	(令和 1年 8月 7日)	3,100,479,399	3,104,418,511	7,871	7,881
第168計算期間末日 (令和 1年11月 7日) 3,311,248,920 3,315,046,501 8,719 8,729 第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,108 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 9,900 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第166計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	3,191,153,878	3,195,058,626	8,172	8,182
第169計算期間末日 (令和 1年12月 9日) 3,286,718,284 3,290,415,157 8,891 8,901 第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,108 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,146 第176計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第167計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	3,106,989,343	3,110,836,416	8,076	8,086
第170計算期間末日 (令和 2年 1月 7日) 3,251,016,029 3,254,589,135 9,099 9,106 第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第168計算期間末日	(令和 1年11月 7日)	3,311,248,920	3,315,046,501	8,719	8,729
第171計算期間末日 (令和 2年 2月 7日) 3,222,198,420 3,225,690,815 9,226 9,236 第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,146 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第169計算期間末日	(令和 1年12月 9日)	3,286,718,284	3,290,415,157	8,891	8,901
第172計算期間末日 (令和 2年 3月 9日) 2,544,644,438 2,548,055,695 7,460 7,470 第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第170計算期間末日	(令和 2年 1月 7日)	3,251,016,029	3,254,589,135	9,099	9,109
第173計算期間末日 (令和 2年 4月 7日) 2,321,842,677 2,325,196,810 6,922 6,932 第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第171計算期間末日	(令和 2年 2月 7日)	3,222,198,420	3,225,690,815	9,226	9,236
第174計算期間末日 (令和 2年 5月 7日) 2,337,124,950 2,340,453,075 7,022 7,032 第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第172計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	2,544,644,438	2,548,055,695	7,460	7,470
第175計算期間末日 (令和 2年 6月 8日) 2,703,141,437 2,706,464,228 8,135 8,145 第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,906	第173計算期間末日	(令和 2年 4月 7日)	2,321,842,677	2,325,196,810	6,922	6,932
第176計算期間末日 (令和 2年 7月 7日) 2,573,330,719 2,576,635,700 7,786 7,796 第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第174計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	2,337,124,950	2,340,453,075	7,022	7,032
第177計算期間末日 (令和 2年 8月 7日) 2,551,016,986 2,554,294,950 7,782 7,792 第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第175計算期間末日	(令和 2年 6月 8日)	2,703,141,437	2,706,464,228	8,135	8,145
第178計算期間末日 (令和 2年 9月 7日) 2,596,382,885 2,599,642,409 7,966 7,976 第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第176計算期間末日	(令和 2年 7月 7日)	2,573,330,719	2,576,635,700	7,786	7,796
第179計算期間末日 (令和 2年10月 7日) 2,518,516,660 2,521,726,123 7,847 7,857 第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第177計算期間末日	(令和 2年 8月 7日)	2,551,016,986	2,554,294,950	7,782	7,792
第180計算期間末日 (令和 2年11月 9日) 2,519,634,383 2,522,827,662 7,890 7,900	第178計算期間末日	(令和 2年 9月 7日)	2,596,382,885	2,599,642,409	7,966	7,976
	第179計算期間末日	(令和 2年10月 7日)	2,518,516,660	2,521,726,123	7,847	7,857
第181計算期間末日 (令和 2年12月 7日) 2,677,946,794 2,681,030,375 8,685 8,695	第180計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	2,519,634,383	2,522,827,662	7,890	7,900
	第181計算期間末日	(令和 2年12月 7日)	2,677,946,794	2,681,030,375	8,685	8,695

				有価証券	報告書 (内国投資信託
第182計算期間末日	(令和 3年 1月 7日)	2,726,488,823	2,729,513,864	9,013	9,023
第183計算期間末日	(令和 3年 2月 8日)	2,722,025,398	2,724,907,730	9,444	9,454
第184計算期間末日	(令和 3年 3月 8日)	2,764,288,991	2,767,115,479	9,780	9,790
第185計算期間末日	(令和 3年 4月 7日)	2,897,303,341	2,900,091,779	10,390	10,400
第186計算期間末日	(令和 3年 5月 7日)	2,920,337,009	2,923,095,890	10,585	10,595
第187計算期間末日	(令和 3年 6月 7日)	2,975,722,343	2,978,457,332	10,880	10,890
第188計算期間末日	(令和 3年 7月 7日)	2,903,404,507	2,906,098,832	10,776	10,786
第189計算期間末日	(令和 3年 8月10日)	2,929,400,518	2,932,065,806	10,991	11,001
第190計算期間末日	(令和 3年 9月 7日)	2,896,646,975	2,925,445,400	11,064	11,174
第191計算期間末日	(令和 3年10月 7日)	2,795,808,542	2,798,400,449	10,787	10,797
第192計算期間末日	(令和 3年11月 8日)	2,930,619,780	2,933,139,166	11,632	11,642
	令和 2年11月末日	2,700,101,520		8,550	
	12月末日	2,681,882,086		8,855	
	令和 3年 1月末日	2,642,316,614		9,128	
	2月末日	2,724,238,721		9,583	
	3月末日	2,873,741,323		10,301	
	4月末日	2,889,723,690		10,463	
	5月末日	2,962,974,215		10,790	
	6月末日	2,915,441,500		10,768	
	7月末日	2,893,666,692		10,843	
	8月末日	2,921,342,779		11,124	
	9月末日	2,818,986,527		10,836	
	10月末日	2,899,310,334		11,474	
	11月末日	2,790,450,713		11,232	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第73計算期間	20円
第74計算期間	20円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円

	有侧趾分報音音(內国投資信託
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円
第112計算期間	10円
第113計算期間	10円
第114計算期間	10円
第115計算期間	10円
第116計算期間	10円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	10円
第121計算期間	10円
第122計算期間	10円
第123計算期間	10円
第124計算期間	10円
第125計算期間	10円
第126計算期間	10円
第127計算期間	10円

	有伽祉分報古書(內国投資活动
第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	10円
第140計算期間	10円
第141計算期間	10円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円
第144計算期間	10円
第145計算期間	10円
第146計算期間	10円
第147計算期間	10円
第148計算期間	10円
第149計算期間	10円
第150計算期間	10円
第151計算期間	10円
第152計算期間	10円
第153計算期間	10円
第154計算期間	10円
第155計算期間	10円
第156計算期間	10円
第157計算期間	10円
第158計算期間	10円
第159計算期間	10円
第160計算期間	10円
第161計算期間	10円
第162計算期間	10円
第163計算期間	10円
第164計算期間	10円
第165計算期間	10円
第166計算期間	10円
第167計算期間	10円
第168計算期間	10円
第169計算期間	10円

	有叫此分報口音(內国投員信託
第170計算期間	10円
第171計算期間	10円
第172計算期間	10円
第173計算期間	10円
第174計算期間	10円
第175計算期間	10円
第176計算期間	10円
第177計算期間	10円
第178計算期間	10円
第179計算期間	10円
第180計算期間	10円
第181計算期間	10円
第182計算期間	10円
第183計算期間	10円
第184計算期間	10円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円
第187計算期間	10円
第188計算期間	10円
第189計算期間	10円
第190計算期間	110円
第191計算期間	10円
第192計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第73計算期間	0.51
第74計算期間	0.30
第75計算期間	6.10
第76計算期間	5.18
第77計算期間	2.61
第78計算期間	2.91
第79計算期間	6.99
第80計算期間	4.36
第81計算期間	1.88
第82計算期間	2.86
第83計算期間	1.63
第84計算期間	2.38
第85計算期間	3.25
第86計算期間	10.40

	有侧趾分報音音(內国投資信託
第87計算期間	9.52
第88計算期間	1.66
第89計算期間	4.88
第90計算期間	5.14
第91計算期間	3.44
第92計算期間	2.27
第93計算期間	1.41
第94計算期間	1.51
第95計算期間	1.02
第96計算期間	5.96
第97計算期間	4.37
第98計算期間	2.33
第99計算期間	5.14
第100計算期間	7.03
第101計算期間	0.99
第102計算期間	0.04
第103計算期間	3.99
第104計算期間	0.68
第105計算期間	4.53
第106計算期間	6.22
第107計算期間	0.25
第108計算期間	6.47
第109計算期間	6.41
第110計算期間	7.69
第111計算期間	3.80
第112計算期間	2.31
第113計算期間	0.36
第114計算期間	1.37
第115計算期間	4.13
第116計算期間	4.18
第117計算期間	3.05
第118計算期間	13.68
第119計算期間	5.06
第120計算期間	6.71
第121計算期間	0.81
第122計算期間	8.20
第123計算期間	5.18
第124計算期間	1.89
第125計算期間	2.30
第126計算期間	0.92
第127計算期間	1.99
第128計算期間	8.71

第129計算期間	5.94
第130計算期間	2.07
第131計算期間	0.67
第132計算期間	1.82
第133計算期間	12.57
第134計算期間	4.63
第135計算期間	2.59
第136計算期間	4.55
第137計算期間	2.55
第138計算期間	4.53
第139計算期間	0.61
第140計算期間	2.55
第141計算期間	0.37
第142計算期間	1.44
第143計算期間	6.82
第144計算期間	1.80
第145計算期間	0.64
第146計算期間	5.48
第147計算期間	6.10
第148計算期間	2.75
第149計算期間	0.30
第150計算期間	2.58
第151計算期間	2.59
第152計算期間	0.87
第153計算期間	2.49
第154計算期間	3.12
第155計算期間	2.44
第156計算期間	2.03
第157計算期間	3.81
第158計算期間	7.03
第159計算期間	8.24
第160計算期間	2.97
第161計算期間	3.51
第162計算期間	0.65
第163計算期間	4.85
第164計算期間	4.98
第165計算期間	7.54
第166計算期間	3.95
第167計算期間	1.05
第168計算期間	8.08
第169計算期間	2.08
第170計算期間	2.45

	有価証券報告書(内国投資信託
第171計算期間	1.50
第172計算期間	19.03
第173計算期間	7.07
第174計算期間	1.58
第175計算期間	15.99
第176計算期間	4.16
第177計算期間	0.07
第178計算期間	2.49
第179計算期間	1.36
第180計算期間	0.67
第181計算期間	10.20
第182計算期間	3.89
第183計算期間	4.89
第184計算期間	3.66
第185計算期間	6.33
第186計算期間	1.97
第187計算期間	2.88
第188計算期間	0.86
第189計算期間	2.08
第190計算期間	1.66
第191計算期間	2.41
第192計算期間	7.92
	-

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第73計算期間	32,625,465	427,677,436	21,398,755,346
第74計算期間	23,082,207	407,257,320	21,014,580,233
第75計算期間	23,082,858	448,970,871	20,588,692,220
第76計算期間	18,826,216	651,529,393	19,955,989,043
第77計算期間	18,587,461	421,400,199	19,553,176,305
第78計算期間	9,911,164	216,647,053	19,346,440,416
第79計算期間	11,660,844	231,668,799	19,126,432,461
第80計算期間	15,282,790	395,410,144	18,746,305,107
第81計算期間	14,235,198	279,050,654	18,481,489,651
第82計算期間	10,414,862	333,061,220	18,158,843,293
第83計算期間	14,065,836	328,001,476	17,844,907,653
第84計算期間	9,254,080	380,257,402	17,473,904,331
第85計算期間	14,084,160	334,328,332	17,153,660,159
第86計算期間	17,972,839	256,270,362	16,915,362,636

			有伽亚芬牧古者 (内国投資估計
第87計算期間	39,294,286	426,330,536	
第88計算期間	116,483,508	326,024,041	16,318,785,853
第89計算期間	41,066,056	398,647,619	15,961,204,290
第90計算期間	23,368,024	254,434,598	15,730,137,716
第91計算期間	45,560,818	367,827,318	15,407,871,216
第92計算期間	15,986,673	222,730,686	15,201,127,203
第93計算期間	21,847,207	306,250,359	14,916,724,051
第94計算期間	13,830,547	156,722,808	14,773,831,790
第95計算期間	12,567,540	237,042,836	14,549,356,494
第96計算期間	30,950,493	268,574,407	14,311,732,580
第97計算期間	41,094,220	397,175,972	13,955,650,828
第98計算期間	40,130,902	380,886,358	13,614,895,372
第99計算期間	45,084,894	312,799,080	13,347,181,186
第100計算期間	17,301,535	226,291,906	13,138,190,815
第101計算期間	22,550,657	251,009,892	12,909,731,580
第102計算期間	30,766,313	218,251,655	12,722,246,238
第103計算期間	33,550,333	288,660,686	12,467,135,885
第104計算期間	34,498,830	259,905,686	12,241,729,029
第105計算期間	30,896,739	259,901,262	12,012,724,506
第106計算期間	19,670,999	248,324,569	11,784,070,936
第107計算期間	15,094,782	264,254,757	11,534,910,961
第108計算期間	18,213,719	215,967,204	11,337,157,476
第109計算期間	18,201,298	361,802,822	10,993,555,952
第110計算期間	23,040,356	263,993,879	10,752,602,429
第111計算期間	21,924,146	157,572,695	10,616,953,880
第112計算期間	12,774,213	292,232,722	10,337,495,371
第113計算期間	34,250,520	277,050,662	10,094,695,229
第114計算期間	21,513,669	250,547,906	9,865,660,992
第115計算期間	28,944,280	327,480,343	9,567,124,929
第116計算期間	23,044,474	265,474,518	9,324,694,885
第117計算期間	14,513,582	165,444,954	9,173,763,513
第118計算期間	16,397,333	172,248,817	9,017,912,029
第119計算期間	8,584,097	147,315,346	8,879,180,780
第120計算期間	7,587,883	146,951,661	8,739,817,002
第121計算期間	10,637,519	122,073,061	8,628,381,460
第122計算期間	14,891,499	146,154,679	8,497,118,280
第123計算期間	11,856,465	76,344,727	8,432,630,018
第124計算期間	8,489,440	45,423,200	8,395,696,258
第125計算期間	9,148,680	73,182,564	8,331,662,374
第126計算期間	4,314,676	39,336,626	8,296,640,424
第127計算期間	8,849,519	61,105,431	8,244,384,512
第128計算期間	15,955,789	88,356,511	8,171,983,790

			<u> </u>
第129計算期間	5,803,387	54,181,200	8,123,605,977
第130計算期間	8,137,172	73,470,929	8,058,272,220
第131計算期間	4,779,134	82,764,717	7,980,286,637
第132計算期間	3,966,987	805,845,630	7,178,407,994
第133計算期間	4,609,191	98,454,440	7,084,562,745
第134計算期間	78,611,109	204,883,354	6,958,290,500
第135計算期間	24,593,720	212,902,821	6,769,981,399
第136計算期間	4,100,694	225,843,188	6,548,238,905
第137計算期間	3,969,760	138,560,644	6,413,648,021
第138計算期間	32,198,177	65,540,376	6,380,305,822
第139計算期間	7,834,625	260,810,676	6,127,329,771
第140計算期間	7,150,315	162,964,655	5,971,515,431
第141計算期間	5,496,369	125,702,011	5,851,309,789
第142計算期間	3,689,152	110,776,797	5,744,222,144
第143計算期間	10,178,029	219,491,297	5,534,908,876
第144計算期間	10,307,771	198,249,912	5,346,966,735
第145計算期間	3,690,516	154,161,055	5,196,496,196
第146計算期間	2,963,235	194,271,096	5,005,188,335
第147計算期間	9,896,262	159,384,724	4,855,699,873
第148計算期間	4,509,976	56,658,838	4,803,551,011
第149計算期間	3,624,795	48,710,149	4,758,465,657
第150計算期間	2,425,274	62,049,700	4,698,841,231
第151計算期間	3,521,569	88,229,873	4,614,132,927
第152計算期間	3,699,475	55,697,919	4,562,134,483
第153計算期間	4,025,916	59,583,085	4,506,577,314
第154計算期間	3,349,438	64,538,614	4,445,388,138
第155計算期間	6,027,886	85,915,283	4,365,500,741
第156計算期間	15,298,461	29,170,610	4,351,628,592
第157計算期間	2,733,648	31,729,785	4,322,632,455
第158計算期間	3,088,148	33,415,688	4,292,304,915
第159計算期間	5,055,048	7,496,581	4,289,863,382
第160計算期間	3,354,308	64,332,741	4,228,884,949
第161計算期間	3,465,410	50,366,561	4,181,983,798
第162計算期間	2,039,291	77,470,172	4,106,552,917
第163計算期間	3,039,554	42,718,947	4,066,873,524
第164計算期間	3,298,149	38,964,399	4,031,207,274
第165計算期間	3,780,571	95,874,934	3,939,112,911
第166計算期間	2,721,297	37,085,939	3,904,748,269
第167計算期間	2,457,360	60,132,346	3,847,073,283
第168計算期間	2,508,081	52,000,177	3,797,581,187
第169計算期間			
	2,653,968	103,361,910	3,696,873,245

			<u>有価証券報告書(内国投資信託</u>
第171計算期間	4,295,623	85,005,991	3,492,395,875
第172計算期間	3,189,240	84,328,109	3,411,257,006
第173計算期間	10,637,376	67,761,169	3,354,133,213
第174計算期間	2,508,574	28,516,398	3,328,125,389
第175計算期間	3,124,973	8,458,878	3,322,791,484
第176計算期間	9,049,743	26,859,722	3,304,981,505
第177計算期間	2,644,503	29,661,045	3,277,964,963
第178計算期間	2,364,340	20,805,274	3,259,524,029
第179計算期間	3,550,500	53,610,648	3,209,463,881
第180計算期間	4,974,538	21,158,796	3,193,279,623
第181計算期間	2,565,936	112,264,042	3,083,581,517
第182計算期間	3,848,381	62,388,810	3,025,041,088
第183計算期間	2,338,550	145,047,377	2,882,332,261
第184計算期間	3,097,036	58,941,155	2,826,488,142
第185計算期間	2,665,995	40,715,707	2,788,438,430
第186計算期間	3,600,123	33,157,424	2,758,881,129
第187計算期間	13,621,933	37,513,983	2,734,989,079
第188計算期間	2,690,824	43,354,579	2,694,325,324
第189計算期間	7,738,823	36,775,545	2,665,288,602
第190計算期間	2,094,735	49,344,686	2,618,038,651
第191計算期間	7,703,197	33,834,254	2,591,907,594
第192計算期間	2,283,350	74,804,250	2,519,386,694

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	9,767,300,435	63.81
	イギリス	1,773,377,858	11.59
	日本	1,179,407,600	7.71
	フランス	1,022,026,182	6.68
	カナダ	449,273,696	2.94
	スイス	248,717,474	1.62
	イタリア	185,127,061	1.21
	ベルギー	176,315,718	1.15
	ドイツ	145,727,825	0.95
	小計	14,947,273,849	97.66

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	358,709,419	2.34
純資産総額	15,305,983,268	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

令和 3年11月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	29,093	38,242.96	1,112,602,469	38,298.39	1,114,215,209	7.28
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	8,153	63,587.45	518,428,510	64,204.96	523,463,054	3.42
アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	各種金融	13,264	34,729.29	460,649,351	33,415.38	443,221,689	2.90
アメリカ	株式	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL	保険	17,350	25,524.96	442,858,120	23,230.69	403,052,581	2.63
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	20,937	18,585.39	389,122,332	18,174.75	380,524,898	2.49
イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	67,542	5,662.56	382,461,190	5,394.02	364,322,926	2.38
アメリカ	株式	BUNGE LTD	食品・飲 料・タバコ	34,974	10,581.88	370,090,867	10,305.28	360,417,094	2.35
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	19,520	19,118.77	373,198,411	18,343.13	358,058,036	2.34
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	12,330	30,120.50	371,385,792	28,992.00	357 , 471 , 472	2.34
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	63,416	5,744.00	364,261,974	5,592.93	354,681,452	2.32
アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半 導体製造装 置	13,916	25,476.54	354,531,662	25,477.65	354,547,030	2.32
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲 料・タバコ	50,197	7,081.35	355,462,946	6,899.01	346,309,745	2.26
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バ イオテク ノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	24,462	13,333.65	326,167,989	13,298.57	325,309,749	2.13
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・ 娯楽	54,141	6,124.40	331,581,167	5,862.56	317,405,299	2.07
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲 料・タバコ	30,783	10,715.25	329,847,763	9,937.80	305,915,590	2.00
フランス	株式	AXA SA	保険	93,867	3,276.22	307,529,698	3,112.01	292,115,638	1.91
アメリカ	株式	SEMPRA ENERGY	公益事業	20,280	14,467.94	293,409,871	14,130.23	286,561,145	1.87
アメリカ	株式	LAZARD LTD-CL A	各種金融	56,267	5,445.03	306,375,767	5,083.24	286,018,868	1.87
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	84,869	3,247.61	275,622,087	3,186.69	270,451,847	1.77

								以后(人) 自己注	<u> </u>
アメリカ	株式	NETAPP INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器		10,348.22	267,956,962	10,412.23	269,614,294	1.76
アメリカ	株式	LAS VEGAS SANDS CORP	消費者サービス	62,851	4,832.84	303,748,937	4,239.07	266,429,801	1.74
アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS CORP	資本財	11,952	22,874.01	273,390,274	22,121.43	264,395,436	1.73
アメリカ	株式	NVENT ELECTRIC PLC	資本財	63,829	4,228.21	269,882,714	4,078.65	260,336,438	1.70
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	9,500	27,211.33	258,507,688	27,243.36	258,811,960	1.69
イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門 サービス	71,469	3,562.35	254,598,226	3,551.05	253,790,050	1.66
イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	43,067	5,733.34	246,917,937	5,794.89	249,568,811	1.63
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス		9,382.65	255,039,390	9,150.07	248,717,474	1.62
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サービス	19,481	13,273.78	258,586,582	12,597.75	245,416,809	1.60
アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア 機器・サー ビス		13,955.86	272,139,384	12,546.55	244,657,834	1.60
日本	株式	オリックス	その他金融 業	108,800	2,258.88	245,766,345	2,245.00	244,256,000	1.60

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	医薬品	0.78
		輸送用機器	1.47
		その他製品	0.98
		情報・通信業	1.33
		卸売業	1.55
		その他金融業	1.60
	外国	エネルギー	5.34
		素材	3.64
		資本財	4.64
		商業・専門サービス	1.66
		運輸	1.69
		自動車・自動車部品	1.31
		消費者サービス	3.34
		メディア・娯楽	2.97
		食品・飲料・タバコ	9.60
		家庭用品・パーソナル用品	0.95
		ヘルスケア機器・サービス	1.60
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.57
		銀行	7.28

			121144144
		各種金融	7.01
		保険	5.78
		ソフトウェア・サービス	9.97
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.47
		公益事業	3.40
		半導体・半導体製造装置	5.74
		小計	97.66
合計			97.66

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

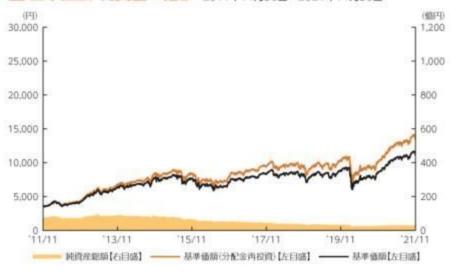
該当事項はありません。

参考情報



2021年11月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2011年11月30日~2021年11月30日



- •基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

11,232円	基準価額
27.9億円	純資產総額

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年11月	10円
2021年10月	10円
2021年9月	110円
2021年8月	10円
2021年7月	10円
2021年6月	10円
直近1年間累計	220円
設定来累計	5,985 円

・分配金は1万口当たり、税引前

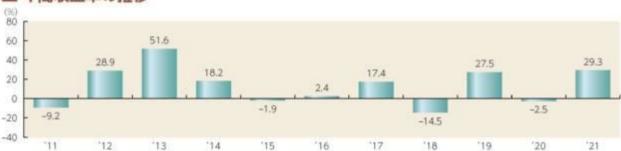
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	63.3%
2 ユーロ	10.9%
3 円	10.7%
4 イギリスボンド	10.6%
5 カナダドル	2.9%
6 スイスフラン	1.6%

	組入上位銘柄	業種	国·地域	比率
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	7.2%
2	BROADCOM INC	半導体·半導体製造装置	アメリカ	3.4%
3	AMERIPRISE FINANCIAL INC	各種金融	アメリカ	2.9%
4	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	保険	アメリカ	2.6%
5	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	2.5%
6	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	イギリス	2.4%
7	BUNGE LTD	食品・飲料・タバコ	アメリカ	2.3%
8	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	アメリカ	2.3%
9	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	2.3%
10	WELLS FARGO & CO	銀行	アメリカ	2.3%

- •各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- •外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した 業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- •収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- •2021年は年初から11月30日までの収益率を表示
- •ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 連用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

申込手数料

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) があり、分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社 所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務 手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社 にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると きは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すこと があります。

申込(販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金(解約)手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。 その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、 受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額:受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

- ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについ ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価 します。
- ・転換社債/転換社債型新株予約権付社債 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情 報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則とし て、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業 者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価し ます。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。) 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- · 外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2005年11月11日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月8日から翌月7日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と 合意のうえ、ファンドを償還させることができます。 (任意償還)

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めると き、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・ 業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと きは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を 変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめそ の旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続き にしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年5月および11月の決算日を基準とします。)および償還時に、 交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会 社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告 書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を

締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて 所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載し ます。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1)収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース(一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払いま す。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。 ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。 くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(令和3年5月8日から令和3年11月8日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル株式インカム(毎月決算型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 [令和 3年 5月 7日現在]	当期 [令和 3年11月 8日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,681,934	21,696,060
親投資信託受益証券	2,917,436,219	2,901,621,416
未収入金	7,799,221	16,860,000
流動資産合計	2,929,917,374	2,940,177,476
資産合計	2,929,917,374	2,940,177,476
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,758,881	2,519,386
未払解約金	3,748,295	3,744,131
未払受託者報酬	182,309	195,416
未払委託者報酬	2,864,843	3,070,829
未払利息	1	27
その他未払費用	26,036	27,907
流動負債合計	9,580,365	9,557,696
負債合計	9,580,365	9,557,696
純資産の部		
元本等		
元本	2,758,881,129	2,519,386,694
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	161,455,880	411,233,086
(分配準備積立金)	491,909,218	706,189,060
元本等合計	2,920,337,009	2,930,619,780
純資産合計	2,920,337,009	2,930,619,780
負債純資産合計	2,929,917,374	2,940,177,476

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前期 自 令和 2年11月10日 至 令和 3年 5月 7日	当期 自 令和 3年 5月 8日 至 令和 3年11月 8日
営業収益		
受取利息	2	42
有価証券売買等損益	832,753,241	334,333,577
営業収益合計	832,753,243	334,333,619
三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三		
支払利息	310	2,782
受託者報酬	1,038,257	1,130,958
委託者報酬	16,315,444	17,772,187
その他費用	148,268	161,502
営業費用合計	17,502,279	19,067,429
営業利益又は営業損失()	815,250,964	315,266,190
経常利益又は経常損失()	815,250,964	315,266,190
当期純利益又は当期純損失()	815,250,964	315,266,190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	11,546,570	3,887,241
期首剰余金又は期首欠損金()	673,645,240	161,455,880
剰余金増加額又は欠損金減少額	51,192,986	2,962,258
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	51,050,605	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	142,381	2,962,258
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,431,499	22,559,681
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,212,325	22,559,681
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,219,174	-
分配金	17,364,761	42,004,320
期末剰余金又は期末欠損金()	161,455,880	411,233,086

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価 額で評価しております。

2.その他財務諸表作成のための基礎とファンドの特定期間 なる事項

当ファンドは、原則として毎年5月7日および11月7日を特定期間の末日としてお りますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年 5 月 8日から令和 3年11月 8日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識 別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期	当期	
		[令和 3年 5月 7日現在]	[令和 3年11月 8日現在]	
1.	期首元本額	3,193,279,623円	2,758,881,129円	
	期中追加設定元本額	18,116,021円	36,132,862円	
	期中一部解約元本額	452,514,515円	275,627,297円	
2 .	受益権の総数	2,758,881,129□	2,519,386,694□	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 令和 2年11月10日	自 令和 3年 5月 8日
至 令和 3年 5月 7日	至 令和 3年11月 8日

1.分配金の計算過程

第181期

令和 2年11月10日

令和 2年12月 7日

* 1 - 1 7 - F		
項目		
費用控除後の配当等収益額	А	3,258,906円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	17,393,151円
分配準備積立金額	D	198,943,010円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	219,595,067円
当ファンドの期末残存口数	F	3,083,581,517□

1.分配金の計算過程

第187期

令和 3年 5月 8日

令和 3年 6月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,241,255円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	72,946,641円
収益調整金額	С	19,257,022円
分配準備積立金額	D	485,329,654円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	587,774,572円
当ファンドの期末残存口数	F	2,734,989,079□

前期
自 令和 2年11月10日
至 今和 3年 5月 7日

自 令和 3年 5月 8日 至 令和 3年11月 8日

当期

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	712円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,083,581円

G=E/F*10,000	712円	1万口当たり収益分配対象
Н	10円	1万口当たり分配金額
I=F*H/10,000	3,083,581円	収益分配金金額

第182期

令和 2年12月 8日

令和 3年 1月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	4,882,281円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	Ħ
収益調整金額	С	17,311,842円
分配準備積立金額	D	195,209,198円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	217,403,321円
当ファンドの期末残存口数	F	3,025,041,088口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	718円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,025,041円

第183期

令和 3年 1月 8日

令和 3年 2月 8日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	2,487,570円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	Ħ
収益調整金額	С	16,645,565円
分配準備積立金額	D	187,866,509円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	206,999,644円
当ファンドの期末残存口数	F	2,882,332,261口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	718円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,882,332円

第184期

令和 3年 2月 9日

令和 3年 3月 8日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,103,187円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	91,232,737円
収益調整金額	С	16,524,818円
分配準備積立金額	D	183,749,762円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	296,610,504円

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,149円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,734,989円

第188期

令和 3年 6月 8日

令和 3年 7月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	2,267,549円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	19,523,134円
分配準備積立金額	D	556,934,208円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	578,724,891円
当ファンドの期末残存口数	F	2,694,325,324□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,147円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,694,325円

第189期

令和 3年 7月 8日

令和 3年 8月10日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	2,459,792円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	30,031,700円
収益調整金額	С	20,896,915円
分配準備積立金額	D	549,022,226円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	602,410,633円
当ファンドの期末残存口数	F	2,665,288,602□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,260円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,665,288円

第190期

令和 3年 8月11日

令和 3年 9月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,588,020円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	41,250,365円
収益調整金額	С	20,980,503円
分配準備積立金額	D	568,263,807円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	637,082,695円

2,618,038,651 🗆

2,433円

前期				
自	令和	2年	11月	10日
至	令和	3年	5月	7日

当期 自 令和 3年 5月 8日 至 令和 3年11月 8日

当ファンドの期末残存口数	F	2,826,488,142□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,049円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,826,488円

当ファンドの期末残存口数	F	2,826,488,142□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,049円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,826,488円

令和 3年 3月 9日

第185期

令和 3年 4月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	10,313,967円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	162,558,027円
収益調整金額	С	16,567,018円
分配準備積立金額	D	273,345,595円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	462,784,607円
当ファンドの期末残存口数	F	2,788,438,430口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,659円
1万口当たり分配金額	Н	10円

 $I=F^*H/10,000$

第186期

令和 3年 4月 8日

収益分配金金額

令和 3年 5月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,358,211円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	51,067,584円
収益調整金額	С	16,962,807円
分配準備積立金額	D	438,242,304円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	511,630,906円
当ファンドの期末残存口数	F	2,758,881,129口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,854円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,758,881円

1万口当たり分配金額	Н	110円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,798,425円
第191期		

G=E/F*10,000

令和 3年 9月 8日

当ファンドの期末残存口数

1万口当たり収益分配対象額

令和 3年10月 7日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	5,189,099円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	22,489,742円
分配準備積立金額	D	579,819,219円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	607,498,060円
当ファンドの期末残存口数	F	2,591,907,594□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,343円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,591,907円

第192期

2,788,438円

令和 3年10月 8日

令和 3年11月 8日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,832,110円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	137,099,481円
収益調整金額	С	22,369,258円
分配準備積立金額	D	565,776,855円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	731,077,704円
当ファンドの期末残存口数	F	2,519,386,694□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,901円
1万口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,519,386円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		有価証券報告書(内国投資信託
	前期	当期
区分	自 令和 2年11月10日	自 令和 3年 5月 8日
	至 令和 3年 5月 7日	至 令和 3年11月 8日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法	同左
	人に関する法律」(昭和26年法律第198	
	号)第2条第4項に定める証券投資信託	
	であり、有価証券等の金融商品への投資	
	を信託約款に定める「運用の基本方針」	
	に基づき行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドは、親投資信託受益証券に	同左
係るリスク	投資しております。当該投資対象は、価	
	格変動リスク等の市場リスク、信用リス	
	クおよび流動性リスクに晒されておりま	
	उं .	
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切	同左
	にコントロールするため、委託会社で	
	は、運用部門において、ファンドに含ま	
	れる各種投資リスクを常時把握しつつ、	
	ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	
	範囲で運用を行っております。	
	また、運用部から独立した管理担当部	
	署によりリスク運営状況のモニタリング	
	等のリスク管理を行っており、この結果	
	は運用管理委員会等を通じて運用部門に	
	フィードバックされます。	

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 5月 7日現在]	[令和 3年11月 8日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はあ	同左
額	りません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方 針に係る事項に関する注記)に記載して おります。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり	同左
	ません。	
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左

	前期		 当期	
区分	[令和 3年 5月 7日現在]		[令和 3年11月 8日現在]	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づ	同左		
いての補足説明	く価額のほか、市場価格がない場合には			
	合理的に算定された価額が含まれており			
	ます。当該価額の算定においては一定の			
	前提条件等を採用しているため、異なる			
	前提条件等によった場合、当該価額が異			
	なることもあります。			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 5月 7日現在]	当期 [令和 3年11月 8日現在]
生	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	59,510,548	217,933,516
合計	59,510,548	217,933,516

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期	当期
	[令和 3年 5月 7日現在]	[令和 3年11月 8日現在]
1口当たり純資産額	1.0585円	1.1632円
(1万口当たり純資産額)	(10,585円)	(11,632円)

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	グローバル株式インカム マザーファンド	897,584,501	2,901,621,416	
合計		897,584,501	2,901,621,416	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム マザーファンド

貸借対照表

	<u> (単位:円)</u>
	[令和 3年11月 8日現在]
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	67,087,092
株式	14,408,247,433
未収入金	54,175,645
未収配当金	29,570,440
流動資産合計	14,559,080,610
資産合計	14,559,080,610
負債の部	
流動負債	
未払解約金	16,860,000
未払利息	85
流動負債合計	16,860,085
負債合計	16,860,085
純資産の部	

[令和 3年11月 8日現在]
4,498,518,099
10,043,702,426
14,542,220,525
14,542,220,525
14,559,080,610

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	│ 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取 │
	引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しており
方法	ます。
3.その他財務諸表作成のための基礎と	外貨建資産等の会計処理
なる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理
	しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[令和 3年11月 8日現在]
1 .	期首	令和 3年 5月 8日
	期首元本額	4,126,263,864円
	期中追加設定元本額	989,178,635円
	期中一部解約元本額	616,924,400円
	元本の内訳	
	グローバル財産 3 分法ファンド(毎月決算型)	1,272,423,613円
	グローバル株式インカム(毎月決算型)	897,584,501円
	先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)	1,813,197,809円
	先進国好配当株式ファンド(年2回決算型)	456,931,546円
	先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)為替ヘッジあり	23,829,010円
	先進国好配当株式ファンド(年 2 回決算型)為替ヘッジあり	34,551,620円
	合計	4,498,518,099円
2 .	受益権の総数	4,498,518,099□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 5月 8日 至 令和 3年11月 8日
	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託 約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月 8日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 3年11月 8日現在]
1生 <i>大</i> 只	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	765,691,530

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 3年11月 8日現在]	
1口当たり純資産額	3.2327円	
(1万口当たり純資産額)	(32,327円)	

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通 貨	銘 柄	1 /+ → + */-	評価額		
		株式数	単価	金額	備考
円	武田薬品工業	36,700	3,246.00	119,128,200	
	トヨタ自動車	104,700	2,028.00	212,331,600	
	任天堂	2,800	49,260.00	137,928,000	
	日本電信電話	60,300	3,224.00	194,407,200	
	伊藤忠商事	67,600	3,449.00	233,152,400	
	オリックス	101,100	2,253.00	227,778,300	
	円 小計	373,200		1,124,725,700	
アメリカドル	SCHLUMBERGER LTD	48,659	33.51	1,630,563.09	
	WILLIAMS COS INC	78,869	28.56	2,252,498.64	
	GENERAL DYNAMICS CORP	11,152	201.00	2,241,552.00	
	NVENT ELECTRIC PLC	58,329	37.17	2,168,088.93	
	UNION PACIFIC CORP	8,800	238.83	2,101,704.00	

	LAS VEGAS SANDS CORP	58,451	42.64	2,492,350.64
	STARBUCKS CORP	18,081	116.91	2,113,849.71
	COMCAST CORP-CLASS A	50,341	53.90	2,713,379.90
	BUNGE LTD	32,474	92.92	3,017,484.08
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	46,597	62.26	2,901,129.22
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	28,583	94.30	2,695,376.90
	MEDTRONIC PLC	18,200	122.98	2,238,236.00
	ABBVIE INC	22,762	117.18	2,667,251.16
	ELI LILLY & CO	11,430	265.00	3,028,950.00
	JOHNSON & JOHNSON	19,437	163.43	3,176,588.91
	JPMORGAN CHASE & CO	18,120	168.05	3,045,066.00
	WELLS FARGO & CO	58,916	50.44	2,971,723.04
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	12,364	305.24	3,773,987.36
	BLACKROCK INC	1,400	955.11	1,337,154.00
	LAZARD LTD-CL A	52,267	47.92	2,504,634.64
	ALLSTATE CORP	13,728	117.16	1,608,372.48
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	16,150	224.33	3,622,929.50
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	7,279	229.60	1,671,258.40
	MICROSOFT CORP	26,993	336.06	9,071,267.58
	NATIONAL INSTRUMENTS CORP	38,558	43.86	1,691,153.88
	NETAPP INC	24,094	91.05	2,193,758.70
	NEXTERA ENERGY INC	21,498	85.53	1,838,723.94
	SEMPRA ENERGY	18,880	127.35	2,404,368.00
	BROADCOM INC	7,553	558.92	4,221,522.76
	NXP SEMICONDUCTORS NV	12,816	224.25	2,873,988.00
	アメリカドル 小計	842,781		82,268,911.46 (9,347,393,720)
 カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	43,900	54.21	2,379,819.00
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ROYAL BANK OF CANADA	18,500	132.07	2,443,295.00
	NOTICE BANK OF GANGER	62,400	102.07	4,823,114.00
	カナダドル 小計	02,100		(439,867,996)
 イギリスポン	₽ BP PLC	271,702	3.45	938,458.70
	ANGLO AMERICAN PLC	50,769	27.27	1,384,724.47
	MONDI PLC	66,634	18.27	1,217,403.18
	RELX PLC	66,415	23.50	1,560,752.50
	DIAGEO PLC	40,021	37.78	1,512,193.48
	SAGE GROUP PLC/THE	160,311	7.44	1,193,034.46
	SPECTRIS PLC	62,766	37.30	2,341,171.80
	5. 201110 1 20	718,618		10,147,738.59
	イギリスポンド 小計	7.10,010		(1,554,532,074)
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	25,612	76.09	1,948,817.08
	The state of the s	20,012		.,0.0,017.00

7.7775		1	1	亨 伽訨夯報告書(内国投 '	質信計
	スイスフラン 小計			(242,666,702)	
ユーロ	LANXESS AG	20,582	54.66	1,125,012.12	
	VINCI SA	15,934	95.56	1,522,653.04	
	MICHELIN (CGDE)	11,298	136.80	1,545,566.40	
	PUBLICIS GROUPE	17,186	58.08	998,162.88	
	DANONE	27,518	57.35	1,578,157.30	
	UNILEVER PLC	22,542	45.55	1,026,900.81	
	KBC GROUP NV	17,580	84.68	1,488,674.40	
	BANCA MEDIOLANUM SPA	159,682	8.94	1,427,876.44	
	AXA SA	87,229	25.50	2,224,339.50	
ユーロ 小計		379,551		12,937,342.89	
				(1,699,061,241)	
	A +1			14,408,247,433	
合 計				(13,283,521,733)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 30銘植	100.00%	64.88%
カナダドル	株式 2銘材	100.00%	3.05%
イギリスポンド	株式 7銘植	100.00%	10.79%
スイスフラン	株式 1銘材	100.00%	1.68%
ユーロ	株式 9銘材	100.00%	11.79%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【グローバル株式インカム(毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産総額	2,792,788,436
負債総額	2,337,723
純資産総額(-)	2,790,450,713
発行済口数	2,484,386,976□
1口当たり純資産価額(/)	1.1232
(10,000口当たり)	(11,232)

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産総額	15,316,173,700
負債総額	10,190,432
純資産総額(-)	15,305,983,268
発行済口数	4,901,195,191□
1口当たり純資産価額(/)	3.1229
(10,000口当たり)	(31,229)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

2021年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。 ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および 法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員 会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示さ れます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数	純資産総額
	(本)	(百万円)
追加型株式投資信託	883	18,682,731
追加型公社債投資信託	16	1,396,838
単位型株式投資信託	85	369,615
単位型公社債投資信託	50	193,879
合 計	1,034	20,643,063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条 の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作 成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り 捨てて表示しております。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

第35期 (令和2年3月31日現在) 第36期 (令和3年3月31日現在)

			有価証	券報告書(内国投資信託
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
 投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
 投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

				(1121113)
	第35期		第36期	}
	(令和2年3月31	日現在)	(令和3年3月3年	1日現在)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

右価証券報生建((内国投資信託受益証券)
	(7) 国以只问心义皿叫刀 /

		有価証券報告書(内国投資信託等
賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
 資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位:千円)

		(千四・113)
	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2)【損益計算書】

		(+12 : 113)
	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				変UF」国際投信株式会(
支払手数料	2	27,106,451	有価証表 2	券報告書(内国投資信託受 26,689,896
	2		2	
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費				8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103
		-,,-		, ,

	第35期		第36期	
	(自 平成31年4	4月1日	(自 令和2年4	月1日
	至 令和2年3人	月31日)	至 令和3年3	月31日)
営業外収益				
受取配当金		90,965		170,807
受取利息	2	4,169	2	2,726
投資有価証券償還益		585,179		81,557
収益分配金等時効完成分		101,734		275,835
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		19,987		12,504
営業外収益合計		867,845		609,239
営業外費用				
投資有価証券償還損		96,379		95,946
時効後支払損引当金繰入				16,395
事務過誤費		3,483		
賃貸関連費用		20,339		13,472
その他		1,920		2,932

ニダリア J 国際以口がスクス(にいい) 有価証券報告書(<u>内国投資信託</u>受益証券)

			有価	証券報告書(内国投資信託
営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本							
			資本剰余金			禾	川益剰余金		
	資本金	次士	Z-0/H	次士	피光	その他和	可益剰余金	지문제소소	株主資本合計
	具个亚	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	你工具 带口们
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762	
当期変動額				
剰余金の配当			9,675,175	
当期純利益			9,453,186	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917	
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907	
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854	

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

株主資本									
		資本剰余金			禾	引益剰余金			
資本金	資本	その他	恣★	利益	その他和	可益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
正 中 兵	準備金	資本剰余金	資本 剰余金合計		準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	14.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.

									<u> </u>
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854	
当期変動額				
剰余金の配当			9,457,670	
当期純利益			10,561,354	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791	
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475	
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329	

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - 時価法を採用しております。
- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5年~50年器具備品2年~20年投資不動産3年~47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号))が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計 基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業 会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映 され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会 計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業 会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ 同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、 米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定め ている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開 示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する 会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的 な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点か ら、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてき た実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他 の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

今和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評 価中であります。

(貸借対照表関係)

1 右形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	注 7 /	
	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に今まれるものは次の通りであります。

と が		
	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却預の内訳		
	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期	第36期		
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日		
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)		
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円		
受取利息	2千円	143千円		
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円		
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円		

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,675,175千円1 株当たり配当額45,728円基準日平成31年3月31日効力発生日令和元年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,457,670千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額44,700円基準日令和2年3月31日効力発生日令和2年6月29日

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 9,457,670千円 1株当たり配当額 44,700円 基準日 令和2年3月31日 効力発生日 令和2年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額10,576,511千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額49,988円基準日令和3年3月31日効力発生日令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

コペレ ノインノ	クスないのうら解が小能のものに依る不能過う	<u> </u>
	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関から の資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

第35期(令和2年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	56,398,457	56,398,457	•
(2)	有価証券	1,960,318	1,960,318	ı
(3)	金銭の信託	100,000	100,000	ı
(4)	未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	ı
(5)	投資有価証券	16,673,396	16,673,396	ı
	資産計	85,428,625	85,428,625	•
(1)	未払手数料	4,026,078	4,026,078	•
	負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2)	有価証券	2,001	2,001	-
(3)	金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4)	未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5)	投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

		In-		ᆺᄪᄪ
資産計	90,907,057	90,907,057	-	
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-	

	資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1)	未払手数料	5,200,810	5,200,810	ı
	負債計	5,200,810	5,200,810	ı

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有 価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認めら れるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	ı	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるも				
O				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

NICOMI (A LEG LOVIO : MANUEL)				T 12 · 113/
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	1	1	-
金銭の信託	2,300,000	-	ı	
未収委託者報酬	13,216,357		ı	1
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社 株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

·	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計 上額が取得原	株式 債券			
価を超えるも	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
Ø	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計 上額が取得原	株式 債券	1 1		-
価を超えない	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
もの	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合	·計	18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を	株式 債券	-	-	-
超えるもの	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上 額が取得原価を	株式 債券	-		-
超えないもの	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合	 計	20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類 売却額(千円) 売却益の合計額(千円) 売却損の合計額(千円) 売却損の合計額(千円) → 売り付割 (千円) → 売り付割 (千円) → 売り付割 (千円)
--

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

,	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の	52,430	18,826
発生額		
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	<u>-</u>
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)年金資産の期首残高 期待運用収益 数理計算上の差異の 発生額 事業主からの拠出額 退職給付の支払額2,666,937 47,757 164,633 51,282 140,5182,460,824 44,130 304,281 - 159,390		第35期	第36期
年金資産の期首残高2,666,937千円2,460,824千円期待運用収益47,75744,130数理計算上の差異の164,633304,281発生額事業主からの拠出額51,282-退職給付の支払額140,518159,390		(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
期待運用収益 47,757 44,130 数理計算上の差異の 164,633 304,281 発生額 事業主からの拠出額 51,282 - 退職給付の支払額 140,518 159,390		至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
数理計算上の差異の 164,633 304,281 発生額 事業主からの拠出額 51,282 - 退職給付の支払額 140,518 159,390	年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
発生額 事業主からの拠出額 51,282 - 退職給付の支払額 140,518 159,390	期待運用収益	47,757	44,130
事業主からの拠出額 51,282 - ほ職給付の支払額 140,518 159,390	数理計算上の差異の	164,633	304,281
退職給付の支払額 140,518 159,390	発生額		
	事業主からの拠出額	51,282	-
L A Martin - Ha I all	退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残局 2,460,824 2,649,846	年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
積立型制度の	2,969,807 千円	2,810,893 千円
退職給付債務		
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債	748,929	918,342
務		
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

	日叫此为我口自(以自以其后此)
203,136	161,333
419,405	354,043
635,370	886,678
1,010,401	1,145,514
375,031	258,835
635,370	886,678
	419,405 635,370 1,010,401 375,031

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
 勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の	24,035	41,361
費用処理額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る	269,848	329,255
退職給付費用		

⁽注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産 を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第35期	第36期
(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)

繰延税金資産

		有価証券報告書(内国投資信
減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
操延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962
		

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)及び第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)及び第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

7	35期(日 十四		<u>' </u>	7 THZ + 3/						
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	係る事務代 行手数料の	千円	未払費用	712,210 千円 302,681 千円

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

第30期(日 文和2中4月1日 王 文和3中3月31日)										
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	係る事務代 行手数料の	千円	未払費用	772,495 千円 290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 - 2.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 - 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
- (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

								1月1	 	(内国投資信訊
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一	(株)三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
の親会社・						取引銀行	コーラブル 預金の払戻 (注2)	20,000,000 千円		
を持つ会社							コーラブル 預金の預入 (注2)		預金	20,000,000 千円
1							コーラブル 預金に係る 受取利息 (注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

70	10 册(日	イルサー	ב בוינידי	ト ヘル	10+0/1	<u> </u>				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業		募集の取扱及び	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案 して決定しております。
 - 2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
 - 3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
1 株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1 株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		(単位:千円)
	第37期中間会計期間	,
	(令和3年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		

二共口口	J国際投信株式会社(E11518)
二麥UF	J 国际仅信休式云仙(C11310)

	二菱UFJ国除投信株式会在(E11518)
	有価証券報告書(内国投資信託受益証券)
投資有価証券	14,943,458
関係会社株式	320,136
投資不動産	1 813,041
長期差入保証金	531,230
前払年金費用	224,272
繰延税金資産	733,199
その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	17,586,969
固定資産合計	25,827,017
 資産合計	98,159,759

第37期中間会計期間

(単位:千円)

	(令和3年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	663,405
未払金	
未払収益分配金	187,200
未払償還金	7,418
未払手数料	6,029,978
その他未払金	2,623,176
未払費用	5,348,002
未払消費税等	2 757,223
未払法人税等	702,806
賞与引当金	924,214
役員賞与引当金	65,985
その他	5,517
流動負債合計	17,314,927
固定負債	
長期未払金	10,800
退職給付引当金	1,204,214
役員退職慰労引当金	117,938
時効後支払損引当金	256,262
固定負債合計	1,589,215
負債合計	18,904,143
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	_,,
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
1 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

利益準備金

その他利益剰余金 別途積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

株主資本合計

(単位:千円)

342,589

6,998,000

23,330,110

30,670,700

77,403,544

	ニ 変り F J 有価証券報告書
	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
	(44日6 167366日76日7
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759
)中間損益計算書	
	(単位:千円) 第37期中間会計期間
	(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益	<u> </u>
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費 営業雑経費	653,911
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料 役員報酬	202 454
12貝報酬 給料・手当	202,454 2,828,313
買与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	1 969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893
	(単位:千円)
	第37期中間会計期間
	(自 令和3年4月1日
	至 令和3年9月30日)

	有価証券報告書(
営業外収益	
受取配当金	203,195
受取利息	2,567
投資有価証券償還益	753,216
収益分配金等時効完成分	136,491
受取賃貸料	32,904
その他	4,621
三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1,132,996
三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
投資有価証券償還損	62
時効後支払損引当金繰入	21,921
事務過誤費	66,316
賃貸関連費用	1 7,921
その他	7,123
三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	103,345
	8,882,544
特別利益 特別利益	
投資有価証券売却益	522,323
特別利益合計	522,323
特別損失 特別損失	
投資有価証券売却損	8,073
投資有価証券評価損	36,558
固定資産除却損	7,408
特別損失合計 特別損失合計	52,039
税引前中間純利益	9,352,828
法人税、住民税及び事業税	2,700,962
法人税等調整額	172,220
法人税等合計	2,873,183
中間純利益	6,479,644
- · · · · · · - · ·	

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:千円)

					1# -1- 1/2 -				12. 113/
		株主資本 							
		資本剰余金				利益	益剰余金		
	資本金	資本	その他	資本	利益その他利		J益剰余金 利益剰余金		 株主資本合計
	準備金 資本剰余金 剰余金合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	W-231 FW			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更 による累積的影 響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残 高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の									
項目の当中間期 変動額 (純額)									
当中間期変動額合 計							3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

評価・換算	章差額等	
その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更に よる累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年 器具備品 2年~20年 投資不動産 3年~47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 を採用しております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求 に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託 の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用 令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税 制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号))が令和2年3月31日に 公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度から グループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用 指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法 の規定に基づいて算定しております。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれ ぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在) 建物 661,109千円 器具備品 1,743,773千円 投資不動産 154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

有形固定資産

無形固定資産

投資不動産

1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) 241,452千円 728,222千円 3,012千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末	
	株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	株式数 (株)	
発行済株式					
普通株式	211,581	-	-	211,581	
合計	211,581	-	-	211,581	

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額10,576,511千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額49,988円基準日令和3年3月31日効力発生日令和3年6月29日

(リース取引関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 709,808千円 1年超354,904千円合 計1,064,712千円

(金融商品関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

1.金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

		中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	有価証券	1,291,000	1,291,000	•
(2)	金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3)	投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計		21,504,098	21,504,098	-

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時 価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がないため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円) は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則(令和3年9月24日内閣府令第9号)に基づく経過措置を適用した 投資信託(中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円)は、 次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)				
<u></u> △刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000	
資産計	-	5,301,000	ı	5,301,000	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

- C 42 IO 13 IMITE 22			1		_
	種類		中間貸借対照表	取得原価	差額(千円) 差額(千円)
	1生犬	识	計上額 (千円)	(千円)	上 上 上 上
中間貸借対照表	株式		-	-	-
計上額が取得原	債券		-	-	-
価を超えるもの	その他		18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小	計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表	株式		-	-	-
計上額が取得原	債券		-	-	-
価を超えないも	その他		3,493,209	3,588,600	95,390
の	小	計	3,493,209	3,588,600	95,390
合	計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額5,301,000千円、 取得価額5,300,000千円)を含めております。

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)については、市場価格がないため、 上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円(その他有価証券のその他36,558千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第37期中間会計期間(自令和3年4月1日至令和3年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間
	(令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額	374,587.58円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた	211,581
中間期末の普通株式の数(株)	211,561

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

一門コピット門無量無限のですたとの主義的で	11 32 2 37 7 37 7 3
	第37期中間会計期間
	(自 令和3年4月1日
	至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	30,624.88円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

- (注1)潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- (注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内 閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方 針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行 うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 訴訟事件その他重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2021年3月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ATA	資本金の額		事業の内容		
名称 	(2021年	3月末現在)			
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	百万円	銀行業務を営んでいます。		
PayPay銀行株式会社	37,250	百万円	銀行業務を営んでいます。		
三菱UFJ信託銀行株式会 社	324,279	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。		
 株式会社仙台銀行	22,735	百万円	銀行業務を営んでいます。		
休式云红间口或1	(2021年9月30日	∃現在)			
株式会社東京スター銀行	26,000	百万円	銀行業務を営んでいます。		
株式会社大光銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。		
株式会社豊和銀行	12,495	百万円	銀行業務を営んでいます。		
アーク証券株式会社	2,619	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		
a u カブコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		
株式会社SBI証券	48,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		
島大証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		
荘内証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		
北洋証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		
ニュース証券株式会社	1,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。		

スターツ証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
立花証券株式会社	6,695	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
むさし証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
楽天証券株式会社	7,495	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
東海東京証券株式会社	6,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
第四北越証券株式会社	600	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
マネックス証券株式会社	12,200	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ばんせい証券株式会社	1,558	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
松井証券株式会社	11,945	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
松阪証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
リテラ・クレア証券株式会 社	3,794	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	40,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年11月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

Y Y I I I I I I I I I I I I I I I I I I				
提出年月日	提出書類			
2021年 6月21日	臨時報告書			
2021年 8月 6日	有価証券届出書の訂正届出書			
2021年 8月 6日	有価証券報告書			
2021年 9月21日	臨時報告書			

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	Ер

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通 じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監 査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基 準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内 容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過 程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められ ているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関 係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その 原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和 3 年12月15日

三菱UF J国際投信株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル株式インカム(毎月決算型)の令和3年5月8日から令和3年11月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル株式インカム(毎月決算型)の令和3年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

今和3年	12月3日
~ 1HUT	- 12/] U

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社 員 業務執 行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
指定有限責任社 員 業務執 行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	ЕD

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸 表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告 書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業と して存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務 諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の 表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を 表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基 準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。